

## ✚ 貨物概要

厚さ 3.1 mmの繊維板と厚さ 0.8 mmの凝集コルクを貼り合わせ、繊維板（竹製でないもの）の表面に模様付けした厚さ 0.1 mmのメラミン樹脂が被覆されたコースター。

## ✚ 分類

関税率表第 4419.99 号－2（統計番号 4419.90-900）の木製のその他の食卓用品

## ✚ 分類理由

繊維板が全体の構成材料の半分以上を占めていることから、コースターとして重要な特性を与えている材料は繊維板であると認められますので、関税率表の解釈に関する通則 3(b)の規定により、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）